

動物愛護管理のあり方について（案）（「動物取扱業の適正化」を除く）に関する意見書

1、意見提出者名：

2、住所：〒

3、連絡先電話番号、FAX 番号、メールアドレス：

4、意見

1 虐待の防止（P.1）

(1) 行政による保護等

- ・ 問題事例が集約出来るよう窓口は環境省とする。
- ・ 虐待を受けた愛護動物は行政が保護しなければならないと条文に入れるべきである。
- ・ 立ち入り又は調査を拒み、妨げ、忌避する所有者や動物取扱業に対して虐待の定義に違反している場合は、裁判所の許可状によって、都道府県等が警察と共に立ち入り、動物の保護が出来るよう改正すべき。
- ・ 保護した愛護動物は動物愛護センターの収容施設に収容し、世話などについては動物愛護団体や動物愛護推進委員やボランティア等との連携体制を設ける。
- ・ 悪質な場合は飼育禁止命令を出すべき。
- ・ 問題に対してすぐ動けるような条例を作るべき。

(2) 取り締まりの強化及び罰則規定の見直し

- ・ 虐待（特にネグレクト）に関して今の法律では非常に曖昧な表現のため、悲惨な目に遭っている動物があとをたたない。虐待防止のために虐待（ネグレクト）の定義を以下のように細かく定めるべきである。
 1. 愛護動物にみだりに給餌又は給水をせずに衰弱させること。
 2. 愛護動物の傷病を治療せずみだりに放置すること。
 3. 愛護動物の大きさ、生態に対し不当に日常的な動作を妨げるような狭い空間で飼養すること（夏・冬の厳しい天気も避けられないような状況や短い鎖で繋がればなしになっている等）
 4. 愛護動物が不潔な不衛生（ゴミや糞尿が放置する、毛玉だらけになっている等）な状況で飼養されていること。
 5. 愛護動物の母体に過度な負担を掛け年に1回以上、又は未熟な個体に繁殖させること。
 6. 愛護動物を保護する責任のある者が遺棄し、又はその生存に必要な

保護をしないこと。

7. 愛護動物に不必要な暴力をふるい、又は不必要な行為により恐怖を与えること。
 8. その他愛護動物の生命及び心身に支障をきたす又は恐れのある不作為で不要な苦しみを与えること。
- ・ 虐待の予防および早期発見のために動物愛護管理担当部局の職員に司法警察権を付与し警察や検察も含めた体制を早急に作るべき。
 - ・ 各自治体や各担当者により地域差が出ないよう職務の義務化が必要。

(3) 闘犬等 (P. 2)

- ・ 死傷にいたるような動物闘争は原則として禁止。
- ・ 行事開催者を動物取扱業として登録を義務づける。
- ・ 一般に公開されない闘犬、闘鶏については、賭博の違反行為をともなっている場合があり警察が調査するシステムを作る。

2 多頭飼育の適正化

- ・ 多頭飼育で住民などが困っているのに行政が何らの措置もしていない現場が多々あるため、勧告や措置命令をより発動させやすくするために多頭飼育の規制が必要である。
- ・ 動物愛護法第 25 条のなかに以下の文を付け加えること。
「動物の福祉が損なわれ、虐待の定義にあてはまる場合には」及び「生じる恐れがあると認められるとき」及び「発生の防止のため」
- ・ 行政が劣悪な多頭飼育の改善指導をする場合、改善指導回数が 2 回を越えてもなお改善されないときは、故意の飼育怠慢（虐待）とみなして行政は飼い主を告発せねばならないとすべき。
- ・ 行政の勧告や措置命令に従わない多頭飼育に対しては飼育能力がないとみなされることから動物の一時保護をしなければならないと条文に明記すべき。
- ・ 住民からの苦情や問題のある飼養施設は、警察の協力の下、行政が立ち入り、指導に入れるようにすべき。

3 自治体等の収容施設 (P. 3)

- ・ 収容施設の施設及び管理に関する基準を全国一律にするべき。
- ・ 公開はするべき。
- ・ やむを得ず殺処分する場合は麻酔薬を使用し苦痛のない方法ですべき。
- ・ 第 35 条の「引き取らなければならない」を「引き取ることも出来る」にし、引き取りを求められても終生飼養が可能であると見なされたり、新たな飼い主を見つける努力をしていない場合には引き取りを拒否することが出来るを追記すべき。

- ・ 安易な引き取りを防止するために下記を追加すべき。
 - (1) 身分証明書の提出と本人確認を義務づける。
 - (2) 正当な理由の細かい項目の聴取を行う。
 - (3) 上記の理由及び持ち込みリストを全国の愛護センターでオンライン化して2回以上のリピーターに対しては遺棄とみなし虐待の罰則を適用する。
- ・ 第35条第2項を「所有者の判明しない犬又は猫の引き取りを拾得者その他の者から駆除目的で引き取りを求められた場合は引き取りしてはならない」と改正する。
- ・ 収容施設に持ち込まれた犬猫の譲渡又は返還の機会を増やすべきで最低2～3週間は保管すべき。
- ・ 乳飲み子のような場合は動物愛護推進委員やボランティアや愛護団体との連携を図りシェルターは生かす施設となるべき。
- ・ 「第4章 都道府県等の措置」に譲渡事業の義務化を追加する。

5. 実験動物の取扱 (P. 4)

- ・ 3R（苦痛の軽減、数の削減、代替法の推進）の徹底をするべき。
- ・ そのためにも実験施設を把握する必要がある、動物実験施設は登録制にすべき。
- ・ 厚労省やその承認機関、業界団体、消費者団体、文科省や大学・病院環境省や動物福祉団体などで3R推進のためのガイドラインを作成すべき。
- ・ 有識者や一般国民を含めた第三者評価機関を作るべき。真に必要な動物実験のみ3Rのもと許されるべきであり、無駄に動物を苦しめるだけの実験は止めるべきである。
- ・ 自主管理は第三者が入らず無理である。
- ・ 実験動物繁殖業者も動物取扱業に加え登録制とするべき。

6. 産業動物の取扱い

- ・ 産業動物では何のこともかすぐにわかりづらい。畜産動物とする。
- ・ 産業動物のみならず、動物全体へ「五つの自由」の理念は条文に明記すべき。

7. 罰則の強化 (P. 5)

- ・ 強化すべきである。産業廃棄物の不法投棄ですら罰金1000万円以下である。命に関わるものがこれより低いことはおかしい。
- ・ 懲役3年以上、300万円以上1000万円以下とすべき。
- ・ 罰金の表示は必ず最低ラインがはっきりとわかるように表記すべき。今のような〇〇円以下との表記では上限がどれだけ高くても下限は最低ラインの1万円で終わってしまうこともある。

- ・ 動物取扱業も罰則の強化が必要である。
- ・ いくら規制をかけても罰則が弱いのでは何の効果もない。

8. その他

(1) 犬のマイクロチップの義務化

義務化に賛成。

- ・ マイクロチップに GPS 機能をつけ、又もっと小型化すべき。

(2) 犬猫の不妊去勢の義務化

- ・ 原則として義務化すべき。
- ・ 繁殖希望者には別個の決まりを作ること。
- ・ 多頭飼育で改善勧告や命令が出た場合、1 回目で義務化すべき。
- ・ 無責任な繁殖で犠牲になる犬猫のことや、飼う以上は命の最後まで責任を持つこと等、国民への啓蒙活動を学校などを通して国はもっと推進すべき。

(3) 飼い主のいない猫の繁殖制限

- ・ 飼い主のいない猫の繁殖制限は殺処分を大きく減らすために必要なことであり、行政が中心となり早急に進めるべきである。
- ・ 「地域猫活動」は行政が中心となって進めていくべきであり当該地域住民、動物愛護推進委員、餌やりの人等とも連携をとるシステム作りをすべき。

(4) 学校飼育動物および公園飼育動物の適正飼養

- ・ 昔からの慣習で飼っている学校が殆どであり、知識のある飼育責任者の教員も確保出来ない状況では適正な飼育は無理である。
- ・ 学校でも公共の公園でも施設を管理するところは動物取扱業の登録をすべきである。

(5) 災害対応

- ・ 災害時には動物同伴可能な仮設住宅の建設、シェルターの設営、一時里親先の確保など、行政が中心となる事項を条文に入れるべきである。

(6) 実施体制への配慮

- ・ 犬猫の引き取り料を高くし、又ペット税などの導入でセンターなどの収容施設を生かす場所にしていくこと。
- ・ あるいは業界、民間からの寄付で収容施設を民間委託とすること。